

議案第24号

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

コミュニティー施設の使用料の見直し等による改正

## 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 公の施設の使用料(2)コミュニティー施設の表上村地区コミュニティー施設アリーナの部中

「					を					「
	1,650	1,870	3,520	1,870		640	730	1,370	730	
				」						」

に改める。

別表第2 1 公の施設の使用料(3)スポーツ施設の表西忍広場の部及び杉原広場の部を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案										
本則・附則 略							本則・附則 略										
別表第2 (第2条関係)							別表第2 (第2条関係)										
1 公の施設の使用料							1 公の施設の使用料										
(1) 公民館施設 略							(1) 公民館施設 略										
(2) コミュニティー施設							(2) コミュニティー施設										
公の施設の 名称	区分	使用料					備考	公の施設の 名称	区分	使用料					備考		
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間			
		6:00- 8:00	8:30- 12:00	13:00- 17:00	8:30- 17:00	18:00- 22:00				6:00- 8:00	8:30- 12:00	13:00- 17:00	8:30- 17:00	18:00- 22:00			
高齢者活動・生活支援促進機械施設の部～夢館の部 略							高齢者活動・生活支援促進機械施設の部～夢館の部 略										
上村地区コ ミュニティ ー施設	アリーナ	-	1,650	1,870	3,520	1,870	上村地区コ ミュニティ ー施設	アリーナ	-	640	730	1,370	730				
	和室		110	110	220	110		和室		110	110	220	110				
	調理室		110	220	330	220		調理室		110	220	330	220				
神和荘の部～神岡町ふれあいセンターの部 略							神和荘の部～神岡町ふれあいセンターの部 略										
(3) スポーツ施設							(3) スポーツ施設										
公の施設の 名称	区分	使用料					備考	公の施設の 名称	区分	使用料					備考		
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間			
		6:00- 8:00	8:00- 12:00	13:00- 17:00	8:00- 17:00	18:00- 22:00				6:00- 8:00	8:00- 12:00	13:00- 17:00	8:00- 17:00	18:00- 22:00			
古川トレーニングセンターの部～坂下グラウンドの部 略							古川トレーニングセンターの部～坂下グラウンドの部 略										
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1	夜間照	大無雁広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1	夜間照
西忍広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1	明料	西忍広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1	明料
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1	時間あたり	種蔵広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1	時間あたり
杉原広場	グラウンド	260	520	520	1,040	220	1	830円	杉原広場	グラウンド	260	520	520	1,040	220	1	830円
サン・ビレッジ神岡の部～市営水泳プールの部 略							サン・ビレッジ神岡の部～市営水泳プールの部 略										
以下 略							以下 略										

## 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

コミュニティー施設の使用料の見直し等による改正

### 2 改正の内容

#### (1) コミュニティー施設

上村地区コミュニティー施設において、市民の利便性向上のため使用料の見直しを行うもの。

#### (2) スポーツ施設

西忍広場及び杉原広場は、現在スポーツ施設としての機能を有していないため廃止することに伴い、本条例から削るもの。

### 3 施行日 令和2年4月1日